

## 勤務条件表

1 勤務所属	健康医療部動物愛護センター (山形市大字船町 1030-1)
2 業務内容	狂犬病予防員 (獣医師) 犬・猫の引取り・収容・返還業務、犬・猫の譲渡 (譲渡前講習会含む) 業務、 収容動物の飼養管理・健康管理業務、苦情・相談対応業務、適正飼養の普及啓 発業務 等
3 身分	パートタイムの会計年度任用職員 (地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号)
4 任用期間	令和 5 年 9 月中旬～令和 6 年 3 月 31 日
	継続雇用については要相談
5 勤務時間	9:00～17:00 (休憩 60 分)
	週 5 日で 1 日 7 時間勤務 (週 35.00 時間パートタイム勤務)
	勤務曜日 月～金 (土日祝日は休み)
6 時間外勤務	原則時間外勤務なし
7 給与等	基本給 (月額) 187,058 円 ～ 230,503 円
	・通勤手当 (月額) 上限 24,500 円 (自動車通勤の場合) 月途中の任用の場合、通勤手当は翌月からの支給 上限は自宅～勤務地までの距離が 60 km 以上の場合
	・初任給調整手当 毎月 45,000 円 (1 年ごとに見直し)
	・期末手当は在職期間での割落としになります。
8 支給方法	口座振込のみ 毎月末締め、当月 21 日支払
9 有給休暇	上記任用期間で 10 日 ・6 ヶ月を超える任用期間がある場合は 10 日付与します。 ・6 ヶ月以下の任用期間の場合は任用期間に応じて日数が変わります。
10 社会保険等	共済組合・互助会、厚生年金保険、雇用保険 (当月控除)
	災害補償の適用有
11 留意点	(1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定 (服務の宣誓、法令等及び 上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、 職務に専念する義務、政治的行為の制限) が適用されるほか、地方公務員 法に規定される懲戒 (免職、停職、減給、戒告) の規定に該当する場合 は、法に基づく処分の対象となります。 (2) 市県民税について特別徴収をさせていただく場合があります。

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護精神や適正飼養の普及啓発を行うための拠点施設です。



## 業務内容

job description

### 1 狂犬病予防に関すること

- 犬の登録
- 狂犬病予防注射に関すること
- 犬の捕獲・収容・返還



### 2 動物の愛護及び管理に関すること

- 動物愛護精神及び適正飼養の普及啓発
- 動物取扱業に関すること
- 特定動物に関すること
- 迷子の犬や負傷した犬猫の収容と管理
- 収容された動物の譲渡・譲渡前講習会の実施
- ペットの飼育に関する相談

## 窓口対応時間

reception hours

午前9時～午後5時 ※土日、祝日、年末年始を除く

## アクセス

access



「寒河江バスターミナル方面行」で「石橋」下車後  
徒歩約5分



山形駅から国道112号を寒河江方面に約30分



山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」

URL <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

譲渡前講習会、譲渡対象の犬猫の情報は

山形市公式ホームページのトップから「譲渡前講習会」「譲渡」で検索  
「新しい飼い主を募集しています!」ページをご覧ください。

保護・収容されている動物の情報は

山形市公式ホームページのトップから「保護・収容」で検索  
「保護・収容(犬・猫)情報」ページをご覧ください。

## 山形市動物愛護センター わんにゃんポート

〒990-0894 山形市大字船町1030-1 TEL.023-681-1210 FAX.023-681-1211

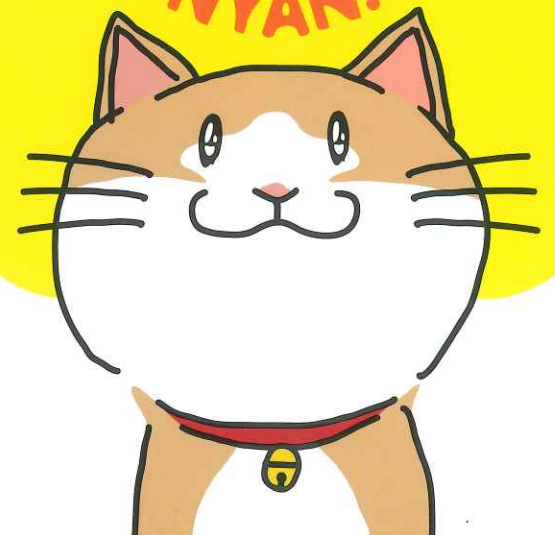
E-mail [wannyan@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:wannyan@city.yamagata-yamagata.lg.jp)



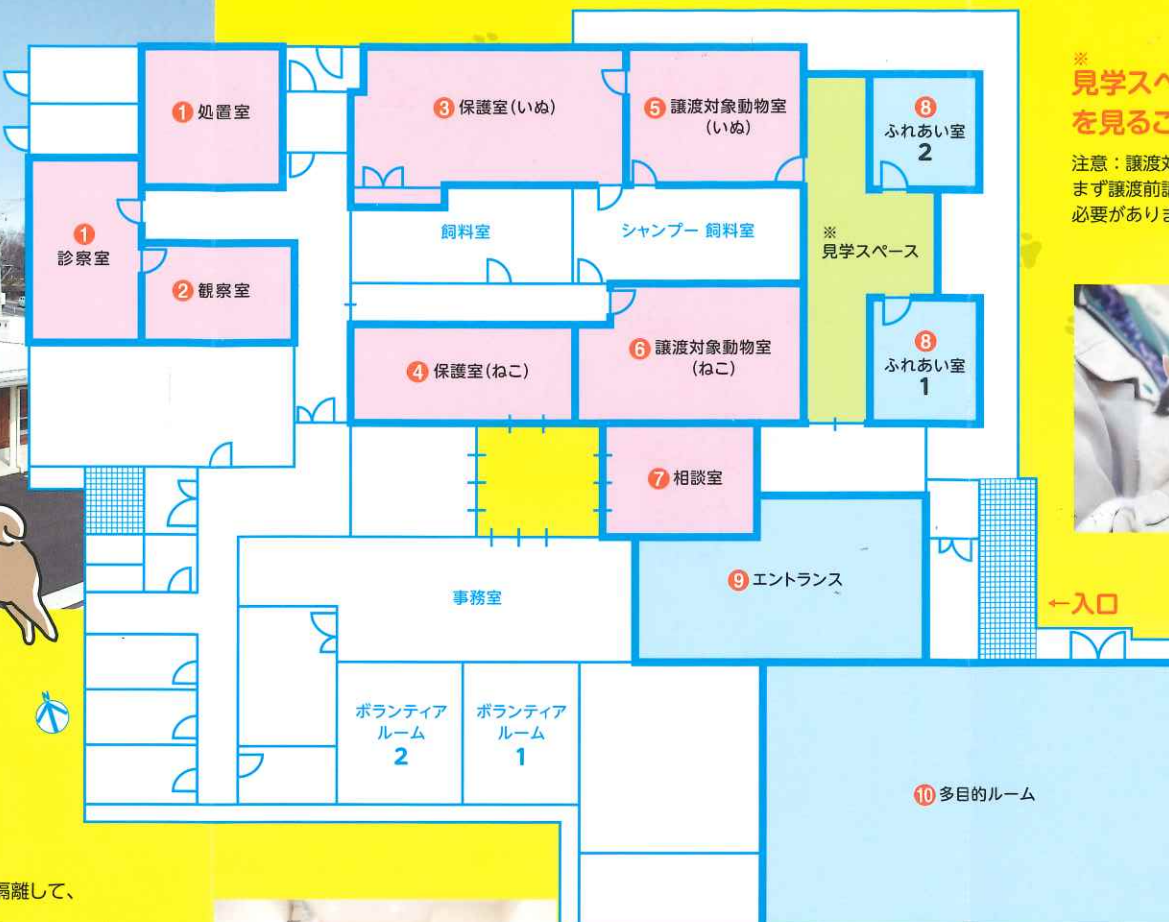
# 山形市動物愛護センター わんにゃん ポート

山形市

NYAN!



山形市動物愛護センター  
**施設のご案内**  
 facility information



※  
**見学スペースから犬・猫の様子  
 を見ることが出来ます。**

注意：譲渡対象の動物とふれあう際は  
 まず譲渡前講習会を受講していただく  
 必要があります。



**8 ふれあい室1.2**  
 相性を確認することが  
 できます。



**9 エントランス**  
 センター内の譲渡対象動物や個人で迷子に  
 なった動物を探している方・新しい飼い主を探  
 している方の情報を提供するスペースです。

**1 診察室・処置室**

収容した負傷動物の状態を獣医師が  
 診察したり、応急処置やワクチン接種  
 などを行う部屋です。

**2 観察室**

病気の疑いのある動物を隔離して、  
 経過観察をする部屋です。



**6 譲渡対象動物室(ねこ)**

譲渡対象の猫を見学できる部屋です。

- 3 保護室(いぬ)** 収容した犬を飼育する部屋です。
- 4 保護室(ねこ)** 子猫などの免疫力の低い猫を飼育する部屋です。
- 5 譲渡対象動物室(いぬ)** 譲渡対象の犬を見学できる部屋です。
- 7 相談室** 犬の登録や動物の飼い方などのご相談を受ける部屋です。

**10 多目的ルーム**

動物愛護に関する講座や  
 犬のしつけ方教室・譲渡前  
 講習会などを行う部屋で  
 す。動物の愛護及び適正  
 飼養の普及啓発を目的に  
 使用するなどの場合は貸  
 し出しも行っています。

